

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

【施設名:丹波市営駐車場】

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		所管課意見
チェック1	市が管理運営すべき施設か?	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	本施設は住民生活の利便増進及び道路交通の機能確保を図るために設置されており、公共施設として管理すべき施設である。また、法令等の制限が特段定められていないため、指定管理者の導入が可能である。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	<input type="radio"/>		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	<input type="radio"/>		
チェック2	指定管理者制度の導入により、施設の安定性・継続性が確保できるか?	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	駐車場事業は、近隣自治体でも指定管理業務を導入しており、本市においても引き続き指定管理業務を継続することが妥当であると考える。民間事業者のノウハウの活用により、サービス内容の充実が見込めるが駐車場として用途を定めている。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	<input type="radio"/>		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	<input type="triangle"/>		
チェック3	指定管理者制度の導入により、費用対効果が確保できるか?	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	指定管理施設とすることで、民間事業者の有するノウハウにより、コストの削減及び効果が期待できる。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	<input type="radio"/>		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる。	<input type="radio"/>		
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) 指定管理者制度の導入が適当と認める。			(見直し等の場合、時期について記載) <input type="radio"/>